

● 用語説明 ●

用語	説明	掲載頁
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organization。組織として活動し、公益的なサービスを提供する民間の非営利組織。	11, 35
オープンスペース	公園・広場などのゆとりのある空間。	11
ガイドプラン	政策などの指針、基本線、指導目標。	7, 39
キャスティ 2 1	昭和 63 年(1988 年)に建設大臣(現国土交通大臣)承認を得た総合整備計画に基づく、鉄道高架を契機とした姫路駅周辺整備事業の愛称。	4, 5, 8, 14, 16, 17, 22, 28, 29, 30, 33, 36, 41
高度地区	良好な市街地の環境を維持したり、土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度や最低限度を定める制度。	34
高度利用地区	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、いわゆるベンスルビルを防止して建築物の大規模化、共同化を図ったり、建築物の周囲におけるオープンスペースの確保等のために定める制度。	34
コミュニティ	地域社会、共同生活体。地域住民が共同し、その自主性と責任に基づいて、よりよい生活や社会環境を実現するための組織。	11, 14, 25, 37, 43
コンベンション	大会・会議、研修会・研究会、見本市・展示会、イベントなど、各種団体・企業の大会・会議にとどまらず、非日常的な人の集まりで、もの、知識、情報が交流すること。	22
使用収益開始 時期	土地区画整理事業等において、道路をはじめ給排水、ガス、電気の設備を使用することができるようになり、建築物等を建てるのが可能になる時期。	29
地区計画制度	地区の課題に応じて詳細な土地利用の規制・誘導を行うため、地区レベルでの公共施設整備、建築物や建築敷地に関する制限、良好な自然の保全に関する制限等を、総合的・一体的に整備・誘導を進めるための制度。	34
TMO (ティーエムオー)	Town Management Organization。中心市街地活性化法に基づき、中心市街地の商業活動を活性化させるため、その活動を総合的に企画・調整して実現を図り、まちづくりを運営・管理する機関。	41

用語	説明	掲載頁
テクノポリス	先端技術産業の創出と育成を通して、地域経済の振興を目指す高度技術集積都市。	12, 15, 22, 29
特別用途地区	地域の特性を活かし、土地利用の増進や環境保護を図るため、用途地域による用途制限を補完する制度で、用途地域による用途制限を強化または緩和することができるほか、建築物の構造や形態等についての制限も可能。	34
都市計画道路整備プログラム	今後、整備すべき都市計画道路について、整備の必要性を道路機能面、都市施策面等から客観的に評価し、優先的に整備する路線を抽出し、その整備時期をまとめたもの。	9, 38
バッファゾーン	緩衝地帯。世界遺産の周囲に設けられ、その保護強化を目的とするところ。	17, 27
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。もともとは、段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障害のある人の社会参加を困難にするソフト面の障害の除去を含む。	8, 19, 23, 44
ファサード	建物の正面。また、建物の外観を構成する主要な立面をもいう。	25, 41
フィルムコミッション	映画やドラマ、コマーシャルなどの撮影活動を誘致・支援し、映像化による地域のイメージアップ、ロケ隊による経済効果、また、市民参加による地域の活性化を図ろうとするもの。	27, 40
プロムナード	散歩道、遊歩道路。	24, 25, 42
ポケットパーク	都市の街角などに作られる小規模な公園。休息の場や広場的機能を持つ。	25
ホスピタリティ	旅行者や客を親切にもてなすこと。歓待。	16, 26, 40
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインをいう。	8, 19, 31, 44

姫路市都心部まちづくり構想

発行年月：平成 18 年（2006 年）3 月

発 行：姫路市

編 集：姫路市都市整備局都心再生推進室

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL 0792-21-2386・2587

FAX 0792-21-2557

e-mail:toshinsaisei@city.himeji.hyogo.jp

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/toshinsaisei/>